

改正

平成18年2月8日規則第1号

平成18年8月30日規則第29号

平成22年3月15日規則第1号

吉富町企業立地促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吉富町企業立地促進条例（平成17年条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 条例第2条第6号に規定する「当該事業所等を拡充し」とは、当該事業所等の生産能力を向上させるため、当該事業所内又はこれに隣接した土地において、新たに事業所等を設置することをいう。

(交付要件等)

第3条 企業立地促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を申請できる要件及び奨励金額等は別表のとおりとする。

(奨励事業所等の指定)

第4条 奨励金の交付を申請しようとする者は、事業所及び研究開発施設（以下「事業所等」という。）の新設、増設又は移設の工事着工前までに、奨励事業所等指定申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出し、奨励事業所等として指定を受けなければならない。

(1) 法人の登記簿謄本又は住民票の写し

(2) 法人の定款又はこれに類するもの

(3) 建設工事計画書

(4) 環境保全協定書の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、奨励事業所等として指定したときは奨励事業所等指定書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(計画の変更)

第5条 奨励事業所等として指定を受けた者（以下「指定者」という。）が、第6条に規定する操業開始届（工事实績報告書）を提出するまでの間において、前条第1項各号に規定する書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに計画変更申請書（別記様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、変更を承認したときは、計画変更承認書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(操業の開始)

第6条 指定者は、事業所等の操業を開始したときは、速やかに操業開始届（工事实績報告書）（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第7条 指定者は、奨励金の交付を受けようとするときは、それぞれの年度において固定資産税を完納した日以降に、奨励金交付申請書（別記様式第6号）により交付を申請しなければならない。

2 町長は、奨励金の交付を決定したときは、奨励金交付決定通知書（別記様式第7号）により通知するとともに、速やかに奨励金を交付するものとする。

(事業の承継)

第8条 指定者から、相続、合併、譲渡その他の事由により、当該事業所等及びその事業を承継した者（以下「承継者」という。）は、当該事業が継続される場合に限り、引き続き条例第3条に規定する奨励措置を受けることができる。

2 承継者は、承継の事実が発生したときは速やかに事業承継届（別記様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(事業の休廃止)

第9条 指定者は、事業の全部若しくは一部を休止又は廃止したときは、速やかに事業休止（廃止）

届（別記様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第10条 町長は、第4条の規定により指定を受けた者が、次の各号の一に該当するときはその指定を取り消すことができる。

- （1） 用地を取得した日から2年を経過しても、なお事業所等の設置に着手しないと認められるとき。
 - （2） 事業所等の設置に着手した日から1年を経過しても、なお事業所等の操業を開始しないと認められるとき。
 - （3） 事業を休止し、又は廃止し、若しくはこれらと同様の状態になったとき。
 - （4） 虚偽の申請その他の不正の手段によって奨励措置を受けようとし、又は受けたとき。
 - （5） 指定基準にいたらなかったとき。
 - （6） 町税その他の公課を滞納したとき。
 - （7） 条例及びこの規則に定める報告及び届出を拒否し、又は虚偽の報告及び届出をしたとき。
 - （8） その他町長が奨励措置を不相当と認めたとき。
- 2 町長は、奨励措置の適用を受けた者が、前項各号の一に該当する場合においては、既に実施した奨励措置に要した経費の返還を命ずることができる。

（企業立地促進審査会）

第11条 町長は、条例第2条第1号、第5条第3号及び第6条第2項並びに前条第1項第8号の決定をするときは、あらかじめ企業立地促進審査会（以下「審査会」という。）に諮り、意見を求めるものとする。

2 審査会の組織その他必要な事項は、別に定める。

（その他）

第12条 条例第3条第3号に規定する施設整備等補助金については、別に定める。

2 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。なお、第7条の奨励金の交付の対象となる固定資産は、平成17年4月1日以降に取得したものとする。

（吉富町工場誘致条例施行規則の廃止）

2 吉富町工場誘致条例施行規則（昭和41年規則第29号。以下「旧条例施行規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行前に旧条例施行規則の適用を受けていた者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年2月8日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年8月30日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月15日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の吉富町企業立地促進条例施行規則の規定による奨励事業所等の指定を受けている者については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月24日規則第2号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種別	区分	交付要件		交付金額		
		設置地域及び用地取得等	投下固定資産総額又は町民の雇用	奨励金の算定	限度額等	交付年度等
企業立地促進奨励金	事業所等の設置	町内において自らの事業の用に供するため取得（賃貸を含む。）した用地に設置した者	（新設の場合） 投下固定資産総額2,000万円以上で、かつ、新規雇用者5人以上の事業所等を設置した者 （増設・移設の場合） 投下固定資産総額2,000万円以上で事業所等を増設、移設した者	設置する事業所等の土地、家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額の1/2（1,000円未満切捨て）	なし	事業開始日の属する年度の翌年度以降3年度間（事業開始日が1月2日から3月31日までの場合は翌々年度以降3年度間）